

「投資信託証券取引約款・規定集」の一部改定について

2022年10月3日より、次のとおり「約款」一部変更いたします。下線部分が改定箇所になります。

改訂前	改訂後
<p>＜だいとう＞積立型投資信託取扱規定</p> <p>(申込方法)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 <u>毎月の口座引落日から起算して5営業日前</u>までに本サービスをお申込みをされた場合には、その月から本サービスを開始するものとし、それ以降にお申込みをされた場合には、翌月より本サービスを開始するものとします。</p> <p>(申込内容の変更)</p> <p>第4条 お客様は所定の手続きによって当行に申し出ていただくことにより、本サービスの解約および申込内容の変更を行うことができます。</p> <p>2 変更の開始は、<u>毎月の口座引落日から起算して5営業日前</u>までにお申込みをされた場合には、その月から変更させていただきます。それ以降にお申込みをされた場合には、翌月から変更させていただきます。</p>	<p>＜だいとう＞積立型投資信託取扱規定</p> <p>(申込方法)</p> <p>第3条</p> <p>1～2 省略</p> <p>3 <u>毎月の口座引落日の前々営業日前</u>までに本サービスをお申込みされた場合には、その月から本サービスを開始するものとし、それ以降にお申込みをされた場合には、翌月より本サービスを開始するものとします。</p> <p>(申込内容の変更)</p> <p>第4条 お客様は所定の手続きによって当行に申し出ていただくことにより、本サービスの解約および申込内容の変更を行うことができます。</p> <p>2 変更の開始は、<u>毎月の口座引落日の前々営業日前</u>までにお申込みをされた場合には、その月から変更させていただきます。それ以降にお申込みをされた場合には、翌月から変更させていただきます。</p>
<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第30条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>

<p>以上 <u>2021年4月1日改正</u></p>	<p>(新設) <u>附 則</u> <u>第1条 この約款は、2022年10月1日より適用します。</u> <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p> <p>以上 <u>2022年10月3日改正</u></p>
----------------------------------	--

<ご照会先> お取引店へお問い合わせください。